

## 大震災対策優先 春闘回答先送り

公務員連絡会は3月17日、総務省および人事院に対して、3月23日に予定していた総務大臣および人事院総裁との春闘回答交渉の延期を申し入れました。地震発生後、被災状況の深刻さが明らかになり、各構成組織も被災者救援に全力を傾注することとなったためです。今後の予定は現時点では未定です。

なお、3月11日当日は、人事院交渉の最中に東北大地震が発生、中央行動参加者による交渉支援行動は中止したものの、予定どおり実施しました。(総務省交渉は午前中。)大変遅くなりましたが、書記長クラス交渉等の概要を紹介します。

### ■中央行動に1,000人が結集

社会文化会館ホールで開かれた3.11中央集会には、全国の仲間1,000人が結集した。先行き不透明な日本経済において、2011春季生活闘争を取り巻く厳しい現状に対する認識を統一するとともに、非常勤職員等を含めた公務部門労働者全体の賃金・労働条件の維持・改善やワークライフバランスの確保をめざし、23日の回答指定日に向け闘う決意を固めた。

この日行われた書記長クラスと総務省人事・恩給局長、人事院の各局長との交渉では、公務員労働者の賃金の維持・改善、非常勤職員等の雇用と労働条件の改善、65歳までの段階的定年延長の実現、労働基本権を含む公務員制度改革などを求めたが、取り巻く情勢の厳しさを反映して総務省、人事院の姿勢はきわめて強く、要求を満たす明確な見解は示されなかった。

### ■総務省人事・恩給局長交渉の経過

村木総務省人事・恩給局長は、概要下記の通り答えた。「※」「◇」は、交渉団再確認への回答。

#### ◇総人件費削減措置等について

国家公務員の人件費削減については、既に大臣からもお話があったように、具体案がまとまった段階で、よくご説明し、理解が得られるよう、話し合いの場を設けたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

なお、自律的労使関係制度の法的措置については、現在、本部事務局において、関係法律の策定作業に向け、改革の全体像を取りまとめているところと承知している。

#### ◇労働時間、休暇及び休業について

超過勤務の縮減は、職員の健康、士気の向上はもとより、自己研鑽や家族との時間の確保のために重要であると認識している。

今後とも、皆様の御意見も伺いながら、引き続き、超過勤務縮減のための取組を進めてまいります。

※超過縮減について、各府省から取組み状況を聞いており、それを踏まえて総務省としても改善すべき点がないかどうか検討を進めている。引き続き、皆さんから知恵を出してもらって、超過縮減対策の勉強会を続けていきたい。

#### ◇人事評価制度について

制度が円滑に運用されるよう、引き続き、評価者の評価能力を高めるための評価者講座を行うとともに、皆様とも十分に意見交換をしてみたい。

#### ◇新たな高齢者雇用施策について

退職管理基本方針においては、基本法第10条の規定も踏まえ、今後の検討課題として、雇用と年金の接続の観点から、定年の段階的延長について、民間の状況も踏まえて検討を進めることとしており、人事院から「意見の申出」がなされれば、関係機関とも連携しながら、雇用と年金の接続

つながろう！NIPPON  
がんばろう！東北被災者支援と復旧・復興に全力

に向け、空白期間が生じないよう政府全体として取り組んでまいりたい。

#### ◇福利厚生充実について

現在、見直し作業中の「国家公務員福利厚生基本計画」の改正案においては、心の健康づくり対策について、これまでの対策に加え、「職場復帰の際の受入方針のモデルの作成」や「管理職員に対する教育を徹底すること」など、その充実を図ることとし、予算要求もしているところである。

いずれにせよ、心の健康づくり対策に当たっては、当局としても十分に配慮してまいりたい。

#### ◇労働基本権確立を含む公務員制度改革について

基本法に基づく公務員の労働基本権に関する制度の検討については、先ほど申し上げたとおり、現在、本部事務局において、改革の全体像を取りまとめているところと承知している。

総務省としても、制度の検討に当たって、連携・協力してまいりたい。

#### ◇退職手当制度の見直しについて

現在、来年度に民間企業退職給付実態調査を実施することについて準備中であり、その結果を踏まえ、来年の通常国会に退職手当法改正案を提出することについて検討中である。

いずれにしても、退職手当は職員の重要な関心事項であり、検討に際しては職員団体からの御意見は十分伺ってまいりたい。

※ 退職手当の問題については、基本は前回の調査方法を踏襲し、国については総務省、民間については人事院が調査を行う方向で調整を進めている。皆さんからのご意見は、調査の大枠については人恩局が対応することとしたい。

#### ◇アクションプラン関係

独立行政法人や国の出先機関の見直しに関わる雇用の確保について、担当大臣は総務大臣だが、事務局は内閣府であり、人事・恩給局としては直接関わっていない。アクションプランにおいては、「職員の雇用に配慮する」と明記されているが、政府部内で出先機関見直しの内容や時期については具体的になっていない。独法の見直しについても、全面廃止か国の直轄に戻すかの議論もあり、その方法については明確でない。こうした状況においては、「雇用の確保」という理念をきちんと掲げて、人事行政を所管している範囲でできる限り努力したい。

#### ◇定員削減関係

定員削減の問題については、「各府省の業務の徹底的な見直しにより、職員の雇用の確保に配慮しつつ、業務、組織、定員の徹底的な見直しを行う」というのが政府の方針であり、人事制度や公務員制度などこれまでの取組みの経験を活かし、現場職員の大変な不安感や自発的な話し合いができないかということについて行政管理局に伝えたい。

### ■人事院職員福祉局長との交渉経過

桑田人事院職員福祉局長は、概要下記の通り答えた。「※」は、交渉団再確認への回答。

#### ◇労働時間等について

超過勤務の縮減については、政府全体として計画的に在庁時間削減に取り組んできたところである。今後の取組みについて、政府内で現在検討中であるが、人事院としては、今後も、在庁時間の縮減に取り組んでいく必要があると考えており、また縮減に協力していきたい。

※ 720時間を超える職員数は、平成20年度、平成21年度のいずれも1.8%となっており、今後も引き続き、問題意識を持ってヒアリングや指導を行うなどフォローアップしていきたい。

#### ◇男女平等、福利厚生施策等について

心の健康づくり対策については、指針を定めるほか、相談窓口の設置、研修の実施など施策の充実にも努めている。また、「円滑な職場復帰及び再発防止のための受入方針」を全面的に改正し、それに基づく「試し出勤」について各府省に周知するなど円滑な職場復帰の推進を図っているところである。

さらに、各府省における心の健康づくりの施策の効果的な実施を図るため「心の健康づくり対策推進のための各府省連絡会議」を新たに設置し、本年1月に第1回会議を開催したところである。今後、年2回程度、開催していきたいと考えている。

これからも、各府省の心の健康づくり対策の支援を行っていく所存である。

※ 「試し出勤」については、すでに別の形で実施しているところが2割、導入の予定が3割、検討中が3割と、各府省とも動き出している。メンタルヘルス対策は、総裁も問題意識を持っている。国家公務員においては若い女性がメンタル不調になる率が高く、4月から人事院に女性専用相談室を設けることを考えている。

### ■人事院給与局長との交渉経過

尾西人事院給与局長は、概要下記の通り答えた。「※」は、交渉団再確認への回答。

#### ◇今年の民間春闘等の状況について

今年の民間春闘は引き続き厳しい交渉になると考えられるが、いずれにしても、今月16日の集中回答日以降の春闘の回答の状況など注視していきたい。

#### ◇本年の勧告に向けての基本姿勢について

公務員給与について、人事院としては、情勢適応の原則に基づき、国家公務員の給与と民間企業の給与の実態を精緻に調査した上で、その両者の給与の精確な比較を行い、較差を解消することを基本に勧告を行うという基本姿勢に変わりはない。

平成18年度から実施してきた給与構造改革は、平成22年度で当初予定していた施策の導入・実施をすべて終了したところである。給与構造改革の諸施策については、引き続きその成果を検証してまいりたい。また、新たな見直しの検討に当たっては、皆様のご意見を伺ってまいりたい。

50歳台の給与については、昨年の勧告時の報告において「特に官民の差の大きい50歳台後半層を中心とする50歳台の給与の在り方について必要な見直しを行うよう検討する」旨を表明しているところであり、本年の勧告における主要課題の一つと考えている。見直しに当たっては、給与構造改革期間が本年度で終了することも踏まえ、経過措置の在り方も含めて検討しているところである。本年の勧告の具体的な内容については、今後、皆さんと意見交換を行ってまいりたい。

諸手当については、民間の状況、較差等を踏まえ、対応していききたい。

1ヶ月当たり45時間を超え60時間以内の超過勤務に対する割増率については、昨年は民間企業における時間外労働の割増賃金率の状況から、公務において超過勤務手当の支給割合を引き上げる状況にないと判断したところであるが、今後とも民間における動向を検証してまいりたい。

※ 比較企業規模については変えることは考えていない。民間調査は従来通りの比較業規模で行う。配分議論の話はよく理解した。しっかり話し合っていきたい。

※ 人事院としては、昨年の50歳台後半層の給与引下げ措置については十分説明したと考えている。50歳台の給与をどうするかは定年延長を実施するための環境整備の側面があるほか、50歳台の官民格差がなお広がっている怖れもあることから、放置することはできない。昨年の措置に皆さんが不満を抱いていることは理解しているが、すでに制度として動いているので撤回することはできない。50歳台の給与については、昨年の勧告時の報告を踏まえ、夏に向けた課題として、今後議論をお願いしたい。

#### ◇人事評価制度について

平成21年4月に導入された人事評価制度については、公正・適正に実施されるよう、研修などを通じて各府省を支援するとともに、評価結果の活用が適切に行われるよう各府省に対して指導等を行っているところである。今後、各府省における実施状況等を把握した上で、人事行政の公正の確保や職員の利益保護を図る観点から、人事院としての役割を適切に果たしていききたいと考えている。

#### ◇高齢期雇用問題について

高齢期の雇用問題については、平成25年4月から段階的に65歳まで定年を延長することを目指すとの方針に変更はない。

現在、昨年12月にお示した「高齢期雇用問題に関する検討状況の整理」に対する職員団体及び各府省からの意見を踏まえて、鋭意検討中である。検討は、定年延長に伴う60歳台前半職員の給与の在り方、役職定年制、60歳以降の働き方等の意向を聴取する仕組、加齢に伴い就労が厳しくなる職務の取扱い、定年延長に伴う新たな短時間勤務など広範囲に及んでいるが、特に、60歳台前半職員の給与、役職定年制などについて、精力的に検討を進めている。

現状は以上のとおりであるが、意見の申出には、更に一定の時間を要さざるを得ず、公務員連絡会の皆さんの要望である今年度内の意見の申出については、困難と申し上げざるを得ない。

今後、職員団体及び各府省からいただいたご意見を踏まえつつ、人事院としての素案をできるだけ早期に皆さんにお示しし、意見の申出に向けての議論を深めたいと考えている。

その後の見通しについて現段階では明言できないが、意見の申出に向けての検討を急いでまいりたい。

※ 段階的な定年延長の実施に向けた意見の申出について、昨年末の段階では各府省において定年延長後にどのような人事管理を行うのか、役職定年をどうするかも含めて将来展望が描けず、意見集約するまで至らなかった。各府省における一定のコンセンサスが得られなければ踏み込むわけにはいかず、昨年中に意見の申出ができなかったことは残念であり、誠に申し訳なく思う。現在、昨年末に示した「検討状況の整理」に対する各府省からの意見を集約し、素案づくりに努めている段階である。素案に基づいた議論を行い、できるだけ早く意見の申出を行えるよう努めていく。

★春闘情勢は厳しい。直近の日銀短観では、先行きを明るく見通す経営者が若干多いようだがそれも原発事故の収束次第か。このような情勢のときに公務労使が果たすべき役割は「制度的な前進」だが、定年延長議論は、その意味で大変重要な鍵である。



# 連合被災地支援ボランティア第一陣出発

## 3. 31 連合本部で結団式・出発

連合救援ボランティアは、連合の構成組織の組合員、役職員、地方連合会・連合本部の役職員で構成し、当面、岩手、宮城、福島の3県に確保したベースキャンプを拠点に、一週間交替で、被災地でのボランティア活動を行います。当初1週間は合計150名、第2陣以降は週あたり約300名体制を構築し、第1期（～6月）で延べ25,000人規模の派遣を予定しています。

第1陣は、宮古（活動場所は宮古周辺）、東和（釜石、大船渡、陸前高田周辺）、仙台（仙台、石巻周辺）、一関（気仙沼周辺）、福島（相馬周辺）のベースキャンプに別れ、連合岩手、連合宮城、連合福島それぞれの現地対策本部の指揮のもと、救援物資仕分け、避難所支援（給食補助、清掃等）、後片付け手伝いなどのボランティア活動に従事します。

結団式には、政府から辻元清美補佐官（災害ボランティア担当）、民主党から泉健太支援ボランティア室筆頭副室長がそれぞれ激励に駆けつけました。

※連合HPに「救援ボランティアレポート」が掲載されています。ご覧下さい。



仙台・一関チーム

## ■救援カンパは500円/人以上で、取組期間4月20日まで。

国交職組は、当面の取り組みとして、被災者救援カンパを取り組んでいます。

この取り組みは、連合・国公連合の取り組みに連動して展開しているもので、組合員被災者の救援を含む「緊急支援カンパ」ということで、4月20日を期限としています。

原則、各地本毎に集約して、国交職組指定の下記口座へ納付下さい。

あなたの暖かい支援をよろしくお願いします。

みずほ銀行 芝支店 口座番号 普通 No.3510201

口座名義 国交職組愛のカンパ箱 代表 加藤順一

2011年3月14日

### 編集後記

■被災地からの「集団避難」のニュースは、避難する場所すら確保できない震災・津波被害の凄まじさをあらわしている。その一方で、市場や保育園の再開など、「雄々しい国民」の活動は、復旧・復興に向けた着実な歩みを象徴している。合言葉を繰り返そう。

「つながろうNIPPON」「がんばろう！東北」

(K)



